

平成20年5月23日
改正 平成21年6月19日
改正 平成22年3月24日
改正 平成28年4月 1日
改正 平成29年4月 1日
改正 令和 2年4月 1日
改正 令和 3年4月 1日

京都市広告景観づくり補助金交付実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、京都市広告景観づくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において別に定めるとされている事項及び要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(別に定める屋外広告物)

第3 要綱第3条第1項第3号に掲げる別に定める屋外広告物とは、路地（幅員4m未満の道。ただし、建築基準法第42条に規定する道路を除く。）に面して所在する京町家（昭和25年11月22日以前に着工され、かつ伝統構法によって建築された建築物であって、外観に瓦屋根、格子戸など伝統的な意匠を保持しているものをいう。）の屋外に設置するのれん及びちょうちんで、当該地域の風情又は設置する建築物等のデザインと調和した、京都にふさわしいものとする。

(補助金の算定基準)

第4 要綱第6条第1項第1号に規定する別に定める基準とは、補助事業者等が負担するもののうち、次の各号に掲げるものの総額とする。

- (1) 企画等に必要な資料、図面等の作成頒布経費
- (2) 企画等に必要な事務用消耗品の購入経費
- (3) 集会に必要な会場及び備品の使用料
- (4) 研究会等の講師の謝礼

2 要綱第6条第1項第2号に規定する別に定める基準とは、補助事業者等が負担するもののうち、次の各号に掲げるものの総額とする。

- (1) 材料費
- (2) 製作に必要な設計費，デザイン料
- (3) 京都にふさわしい屋外広告物の製作，設置に必要な経費

(のれん，ちょうちん)

第5 要綱別表に規定する別に定める要件は，別表に掲げるものとする。

(補助金交付申請書の添付書類)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，要綱第7条第3項第1号に規定する積算書を提出にするに当たり，材料費，設計費，施工費，加工費その他設置に関する費用について積算の根拠を明確にしなければならない。

2 要綱第7条第3項第2号に規定する別に定める設計図書とは，次の各号に掲げるものとする。ただし，広告景観づくり推進課長は，添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 屋外広告物の配置図（縮尺200分の1以上のもの。ただし，屋外広告物と建築物等が同一の敷地内に存するときは，当該建築物等を含む。）
- (3) 屋外広告物が設置される側にある建築物等の立面図（縮尺200分の1以上のもの）又はこれに代わる現況写真
- (4) 屋外広告物の設計図（着色されているもの）
- (5) 屋外広告物の設置前後の周辺の状況を示す完成予想図（パース図（着色されているもの））
- (6) のれんの製造方法等に関する申立書（第1号様式）
- (7) ちょうちんの製造方法等に関する申立書（第2号様式）

(事業中止・廃止承認申請書の添付書類)

第7 要綱第9条第3項に規定する別に定める書類とは，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他広告景観づくり推進課長が必要と認める書類

第8 要綱第10条第3項第3号に規定する別に定める書類とは，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集会，研究会等において配布した資料，図面等
- (2) 集会，研究会等の記録
- (3) その他広告景観づくり推進課長が必要と認める書類

(補助金の請求時の添付書類)

第9 要綱第12条に規定する別に定める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交付額決定通知書の写し
- (2) その他広告景観づくり推進課長が必要と認める図書

2 要綱第10条第3項第2号に規定する書類については、その写しをもってこれに代えることができる。

(補則)

第10 要綱の施行について、この要領により難いときは、所轄局長が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成22年3月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第5関係）

補助対象	のれん	ちょうちん
様式	半のれん, 長のれん, 水引のれん, 日よけのれん等伝統的な様式のものであること。	高張型, 夏目型, 弓張型, 丸型等伝統的な形状のちょうちんであること。
製造方法	京都で育まれた手描京友禅, 型染, 黒染, 京繡などに用いられる伝統的な技術・技法によるものであり, かつ, 染色等主な製造工程(素材の製造工程を除く)が手作業であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地張り式, 巻骨式 ・手作業
素材	綿, 麻等自然素材の布	骨・・・竹ひご 表示面・・・和紙
大きさ	設置する建築物等（間口・開口部等）と不調和でないこと。	原則, 縦1 m以下, 直径1 m以下, かつ, 表示面積2 m ² 以下で, 個数は1個まで
色彩	使用する色は, 原則, 3色までとする。	地色は, 原則, 白又は赤系
照明の色		電球色
設置方法	複数設置する場合は, 意匠に統一性を持たせること。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に設置する場合は, 原則, 1階の軒又はひさしの下に設置すること。 ・支柱等に設置する場合は, 高さ4 m以下に設置すること。 ・複数設置する場合は, 原則, 大きさを統一し, 意匠は個々のちょうちんで完結していること ・ちょうちんに外枠を設けるなど掲出物件に固定するものは不可とする。
その他	企画, 主な製造工程を京都市内で行っていること。	京の手しごと工芸品店で製造していること。

のれんの製造方法等に係る申立書

設置場所	京都市 区				
種 類	<input type="checkbox"/> 半のれん <input type="checkbox"/> 長のれん <input type="checkbox"/> 水引のれん <input type="checkbox"/> 日よけのれん <input type="checkbox"/> その他 ()				
素 材	<input type="checkbox"/> 綿 <input type="checkbox"/> 麻 <input type="checkbox"/> 絹 <input type="checkbox"/> その他自然素材 ()				
手作業で行う 伝統的な技法	<p>例] 手描友禅染, 型染, 紋染, 黒染等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> [</div> <p><input type="checkbox"/> インクジェットプリント等機械による染色ではない。</p> <p>＜製造業者（市内業者に限る。）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	住所		氏名	
住所					
氏名					
企画業者 (市内業者に限る。)	<p>のれんの企画業者が上記製造業者と異なる場合は, 記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名 				
受注業者	<p>受注業者がのれんの企画業者と異なる場合は, 記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名 				

上記のとおり相違ありません。

申 請 者 住 所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	
申 請 者 氏 名 (法人にあっては, 名称及び代表者職氏名)	

第2号様式（第6関係）

ちょうちんの製造方法等に係る申立書

設置場所	京都市 区
種類	<input type="checkbox"/> 夏目型 <input type="checkbox"/> 丸型 <input type="checkbox"/> 高張型 <input type="checkbox"/> 弓張型 <input type="checkbox"/> その他（ ）
素材	<input type="checkbox"/> 竹ひご <input type="checkbox"/> 和紙
製造方法	<input type="checkbox"/> 地張り式 <input type="checkbox"/> 巻骨式
製造業者	<input type="checkbox"/> 京の手しごと工芸品店 ・住所 ・氏名
受注業者	受注業者が上記製造業者と異なる場合は、記載してください。 ・住所 ・氏名

上記のとおり相違ありません。

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申請者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者職氏名)	